

表3 検査頻度と今年度実施検査と設定理由

番号	配水池名
1	西小諸配水池
2	新家配水池
3	滝原配水池
4	菱野配水池
5	後平高区配水池
6	宇坪入配水池
7	諸配水池
8	丸山配水池
9	小姓配水池
10	野馬取配水池
11	坂の上配水池
12	北霞配水池
13	南ヶ原配水池
14	乗瀬配水池
15	中央配水池
16	軽石配水池
17	上深沢配水池
18	御牧ヶ原配水池
19	鴫久保配水池
20	氷配水池

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(西小諸配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 スス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(新家配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回検査とする。	
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。	
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(滝原配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回の検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(菱野配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回の検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(後平高区配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査結果が基準値の1/10を超えたことがあるため年1回の検査とする。	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。	
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。	
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日		
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(宇坪入配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(諸配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。	
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回		
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日		
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(丸山配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンゼン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(小姓配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(野馬取配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がみウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(坂の上配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 スス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(北霞配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 がみウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。	
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日		
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(南ヶ原配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 スス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(乗瀬配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1	一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2	大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3	カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4	水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5	セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6	鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8	六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	
14	四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17	ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18	テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19	トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20	ベンゼン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21	塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22	クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23	クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26	臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27	総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30	ブromoホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32	亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34	鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35	銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。
36	ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37	マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
38	塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
40	蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	
41	陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
42	ジエオシン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43	2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45	フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47	PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48	味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49	臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50	色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51	濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
	残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
	色	毎日	×	毎日	毎日	
	濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(中央配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1年に1回の検査とする。	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 プロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。	
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。	
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回			
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回			
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(軽石配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	性状の確認のため4回の検査とする。	
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	性状の確認のため4回の検査とする。	
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	性状の確認のため4回の検査とする。	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回		
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	性状の確認のため4回の検査とする。	
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	4回	性状の確認のため4回の検査とする。	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	4回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	4回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日		
色	毎日	×	毎日	毎日		
濁り	毎日	×	毎日	毎日		

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(上深沢配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20 ヘンゼン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(御牧ヶ原配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため年に1回の検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(鞆久保配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由	
1	一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2	大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3	カドミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
4	水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
5	セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
6	鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
8	六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
14	四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
17	ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
18	テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
19	トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
20	ベンゼン	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
21	塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22	クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23	クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26	臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27	総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30	ブromoホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32	亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
34	鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
35	銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
36	ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
37	マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
38	塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
40	蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回検査とする。
41	陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり、汚染源が無いが安全性及び性状の確認のため1回の検査とする。
42	ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
43	2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回	1回	
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
45	フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47	PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48	味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49	臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50	色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51	濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
	残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	
	色	毎日	×	毎日	毎日	
	濁り	毎日	×	毎日	毎日	

検査頻度と今年度実施検査と設定理由(水配水池)

項目	基本検査頻度	省略可否	省略可能頻度	今年度実施検査	設定理由
1 一般細菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
3 がミウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
4 水銀及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
5 セレン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
6 鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
8 六価クロム化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	
14 四塩化炭素	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
17 ジクロロメタン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
18 テトラクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
19 トリクロロエチレン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
20 ヘンセン	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
21 塩素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
22 クロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
23 クロロホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
26 臭素酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
27 総トリハロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
30 ブロモホルム	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回	×	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
32 亜鉛及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
34 鉄及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
35 銅及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
38 塩化物イオン	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月に1回	○	3年に1回	1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/10を超えているため1回の検査とする。
40 蒸発残留物	3ヶ月に1回	○	3年に1回	3ヶ月に1回	過去の水質検査の結果が基準値の1/5を超えているため3ヶ月に1回の検査とする。
41 陰イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、汚染源が無いため検査を省略。
42 ジェオスミン	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
43 2-メチルイソボルネオール	1ヶ月に1回(発生時期に)	○	3年に1回		
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
45 フェノール類	3ヶ月に1回	○	3年に1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	水道法施行規則第15条による回数の減及び省略できないため、基本検査回数とする。
47 PH値	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
48 味	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
49 臭気	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
50 色度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
51 濁度	1ヶ月に1回	×	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
残留塩素	毎日	×	毎日	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査とする。
色	毎日	×	毎日	毎日	
濁り	毎日	×	毎日	毎日	